

議案第 151 号

前橋市学校問題対策専門委員会設置条例の改正について

令和 7 年 11 月 27 日提出

前橋市長 小 川 晶

前橋市学校問題対策専門委員会設置条例の一部を改正する条例

前橋市学校問題対策専門委員会設置条例（平成 27 年前橋市条例第 27 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「10 人」を「5 人」に改め、同条第 2 項各号列記以外の部分中「委嘱し、又は任命する」を「委嘱する」に改め、同項第 5 号を次のように改める。

(5) その他調査審議に必要な知識及び経験を有する者

第 4 条第 1 項中「うちから教育委員会が指名する」を「互選により定める」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。